

JAクレイン 年金受給者限定

金利上乘せ定期貯金

「スーパー定期 ^{ひしょう} 飛翔」

店頭表示金利に **+** 年 **0.2%**
(税引後:0.15937%) **上乘せ**



この機会に、全ての預貯金口座をJA口座におまとめませんか？

- ★取扱期間：平成29年6月1日(木)～平成30年5月31日(木)
- ★対象者：当JAで公的年金等を受給されている方、または、新たに当JAにて公的年金等の受給を開始される方
- ★限度額：お一人様、1,000万円が上限となります。
- ★取扱店：年金を受給している口座のある支店でのみお取り扱いできます。

詳しくは裏面の商品概要をご覧ください。



商品概要説明



平成 29 年 6 月 1 日現在

商品名	●スーパー定期貯金<単利型> 愛称:「スーパー定期飛翔」
取扱期間	●平成 29 年 6 月 1 日(木)～平成 30 年 5 月 31 日(木)
ご利用いただける方	●当JAで公的年金等を受給されている方 ●新規に公的年金等の受け取りを当JAにご指定いただいた方
期間	●1 年(自動継続、非自動継続のお取扱いができます。)
預入方法	●一括預入とします。 ●1 円以上 1,000 万円以内とします。 ●1 円単位(期間中、上限金額まで複数契約を可能といたします。)
払戻方法	●満期日以後に一括して払い戻します。
適用金利	●店頭表示金利に年 0.2%上乗せした利率を満期日まで適用します。 ●(自動継続の場合)次年度以後も原則金利上乗せが適用されますが、金融情勢等により店頭表示金利、および、上乗せ利率は変更させていただく場合がございます。
税金	●平成 49 年 12 月 31 日までの間は、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の分離課税となります。
金利情報の入手方法	●金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口へお問い合わせください。
付加できる特約事項	●マル優(障がい者を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)のお取扱いができます。
中途解約時の取扱い	●当JA所定の中途解約利率が適用されます。
貯金保険制度(公的制度)	●保護対象 該当貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件をみたすもの)を除く)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JAの本支店、または信用部(電話:0554-20-8806)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、山梨県農業協同組合中央会が設置・運営する山梨県JAバンク相談所(電話:055-222-7700)でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、弁護士会を利用できます。利用可能な弁護士会については当JA本支店または山梨県JAバンク相談所にお申し出ください。
その他参考となる事項	●店頭で説明書をご用意しております。 ●金融情勢等により、店頭表示金利、および、上乗せ利率は変更させていただく場合がございます。

詳しくは下記店舗までお気軽にお問い合わせください。



大目支店:0554-66-2007
甲東支店:0554-66-2438
巖支店:0554-63-0703
大鶴支店:0554-63-0584
島田支店:0554-63-0351
欄原支店:0554-67-2111
西原支店:0554-68-2311

小菅支店:0428-87-0211
笹子川支店:0554-20-2677
大月支店:0554-22-1341
七保支店:0554-24-7008
猿橋支店:0554-22-0530
とみはま支店:0554-26-5121
丹波山支店:0428-88-0221

上野原支店:0554-63-1118
禾生支店:0554-43-4505
谷村支店:0554-45-2111
秋山支店:0554-56-2330
忍野支店:0555-84-2026
吉田支店:0555-23-6511
富士豊茂支店:0555-89-2011